

第37回原子力委員会臨時会議議事録

1. 日 時 2012年8月30日(木) 13:30～14:30

2. 場 所 中央合同庁舎4号館12階 1202会議室

3. 出席者 原子力委員会

近藤委員長、鈴木委員長代理、秋庭委員、大庭委員

内閣府

中村参事官

4. 議 題

- (1) 東京電力福島原子力発電所事故に関する国会及び政府の事故調査・検証委員会による最終報告の公表を受けて
- (2) 原子力委員会原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会での検討に関する検証チーム報告書の公表を受けて
- (3) その他

5. 配付資料

- (1) 東京電力福島原子力発電所事故に関する国会及び政府の事故調査・検証委員会による最終報告の公表を受けて
- (2) 原子力委員会原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会での検討に関する検証チーム報告書の公表を受けて
- (3) 原子力委員会における「会議」に向けての準備等の取扱い(暫定版)
- (4) 原子力委員会における決定文書(案)を作成する標準的な手順(暫定版)
- (5) 原子力委員会の法施行事務における審議への関与(暫定版)

6. 審議事項

(近藤委員長) それでは、本日は、尾本委員が海外出張でご欠席ですから、これで皆さんおそろいですから始めましょうか。第37回の原子力委員会臨時会議を開催させていただきま

す。

本日の議題は、1つが、東京電力福島原子力発電事故に関する国会及び政府の事故調査・検証委員会による最終報告の公表を受けて。2つが、原子力委員会原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会での検討に関する検証チーム報告書の公表を受けてということについて。そして、3つ、その他でございます。よろしゅうございますか。

それでは、最初の議題ですが。東京電力福島原子力発電所事故に関する国会及び政府の事故調査・検証委員会による最終報告が相次いで公表され、この会議でもご説明をいただいたところです。これらの報告書は政府に対して報告の内容を踏まえた適切な対応を求めていますので、原子力委員会は関係行政機関の原子力研究開発事業に関する取組を横断する基本政策を審議、決定する審議会ではありますが、これをどう受け止めるべきか、委員の間でいろいろな議論をいたしまして、方向性を見いだしまして、それを踏まえて事務局において決定案のドラフトを作成していただき、これに対して委員からのコメントを踏まえて改定するという作業を繰り返した結果、案がまとまりましたので、きょうはこれをご審議いただきたいと思います。

事務局からまず案を読み上げていただきましょうか。

(中村参事官) 資料第1号でございます。

東京電力福島原子力発電所事故に関する国会及び政府の事故調査・検証委員会
による最終報告の公表を受けて (案)

国会及び政府の事故調査・検証委員会から最終報告が公表されました。

国際通念に基づけば、原子炉の安全確保は、それによる放射線災害の発生を十分低い確率に抑制するために効果的な安全確保手段を整備して達成すべきものです。また、この整備に係る全ての人・組織は、原子炉施設のもつ災害ポテンシャルの大きさに鑑み、絶えず安全第一に考え、これでよいかと問いかける、いわゆる安全文化を確立していること、国は、施設の運転管理を行う事業者が安全確保の第一義的責任を有するとした上で、この責任を果たす能力のある者に限って運転管理の許可を与え、その活動を規制する法的枠組みと、規制の実務を他の関心事と独立して実施できる規制機関を整備すべきです。

その上で、安全確保手段は深層防護の考え方で構成すること、すなわち、まずは、プラントの寿命中に発生する可能性は小さいが、発生すると安全性を損ねる可能性のある規模の

事象（重大な故障、エラーである内部事象と規模の大きな地震、津波等の外部事象）を設計基準事象として想定し、それが発生してもプラントを安全に停止できるようにすること、しかし、それでも故障等は発生するとして、それによる炉心損傷の発生を防止できる工学的安全設備を整備すること、さらに、それらが十分機能しない結果、炉心損傷が起きると仮定し、それによって大規模な放射性物質の放出に至ることを防止するシビアアクシデントマネジメント策を施すこと、その上で、それでも放射性物質の大規模な放出が起きることあるべしとして、それによる住民の過剰被ばくを防止できる防災計画を国、地方自治体、事業者が協力して整備し、いつでも発動できるように準備することとされています。

国会及び政府の事故調査・検証委員会の最終報告は、東京電力福島原子力発電所の事故とそれがもたらした被害は、安全確保のためのこうした一連の取組に欠陥があったことよって発生したと直接原因を同定した上で、詳細な調査によりその背景要因若しくは根本原因を明らかにしています。原子力委員会は、これらの報告書を踏まえて、これまでの取組を次のように反省します。

原子力委員会は、原子力基本法の目的である「原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与すること」を達成するため、原子力利用に関する事項（安全の確保のための規制の実施に関する事項を除く。）について企画し、審議し、及び決定する、5人の委員による合議制の審議会として組織され、これまで関係行政機関に対して様々な提言や意見を申し上げてきました。

例えば、平成12年の原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画では、「国は、国民の生命と財産を守る観点から、厳格な安全規制を行う責務を有している。」「原子力利用を許可を受けて行う事業者は、安全確保の第一義的責任を有しており、その責任は重大である。事業者は、自主保安活動によって安全確保の実効性を上げるとともに、経営責任者が安全を最優先させる考えを組織内全体に徹底させるため、最善の努力を行うことを期待する。」「安全確保のためにいかなる取組がなされたとしても、事故発生の可能性を100%排除することはできないとの前提に立って、事故が発生した場合の周辺住民等の生命、健康等への被害を最小限度に抑えるための災害対策が整備されていなければならない。今後、住民の理解を得つつ、国、地方自治体、事業者が連携協力して原子力災害対策特別措置法の実効性を確実なものにするよう努めることが必要である。」等としました。また、

平成17年の原子力政策大綱では、「安全確保は世界共通課題であることや規制活動の国際調和の重要性を踏まえ、国際間で新知見や教訓を共有することが重要であり、それらに基づく国際組織における安全基準や規格作成のプロセスに十分な数の我が国の専門家を参加させ、国内の経験や知見を国際社会と共有して、国際的な安全基準や規格と我が国の考え方を整合的なものとしていくこと等にも積極的に取り組むべきである。」としました。これらは、原子力利用に係る推進行政と安全規制行政の分離の原則に基づき、原子力委員会は安全確保のための規制政策に関して提言する権限を有していないにもかかわらず、原子力利用においては安全確保が大前提であり、そのための取組には万全を期すべきであるとの原子力基本法を関係者に共有していただくことは原子力委員会の使命との認識に基づく提言でした。

しかしながら、昨年3月11日に東京電力福島原子力発電所において大きな事故が発生し、多くの国民に苦難を与え、現在も与え続けています。それぞれの報告書がこの事態が発生しているのは規制当局のみならず原子力行政や事業者の安全確保の取組に欠陥があったためであるとしたことを受けて、深く反省する次第です。最も反省すべきは、専門家や国民の意見を広く聴いた上でこうした提言を行ったにもかかわらず、関係者に対して提言を尊重しての取組を行うよう強く求めるイニシアティブをとれなかったことや、提言後の自己評価において関係者の取組にいくつかの問題点を見いだしたにもかかわらず、法律に認められている原子力利用に関する重要事項に関する勧告権を行使することもなく、しつこさを欠いたことです。これは、安全の確保のための規制の実施に関する事項を所掌する原子力安全委員会の存在に配慮するなど、原子力利用に係る推進行政と安全規制行政の分離の原則やその制度的枠組みに過度に意識が捕らわれてしまったためと考えます。

原子力委員会は、新たに発足する原子力規制委員会が、国民に信頼される安全確保のための優れた規制の取組を推進することを期待するとともに、この反省を踏まえて、原子力利用の取組に関与する行政機関や事業者に対して、原子力利用においては安全確保が大前提であり、これに携わる者は安全の確保に関する責任ある取組を確実に行うことが原子力基本法の求めるところであることに深く思いを致して、これらの報告書から教訓を汲み取り、その提言を踏まえて取組を改善し、安全文化を確立し、取組に対する第三者評価を定期的に受け、その結果を公表し、国民と対話していくことを今後強く求めていきます。そして、原子力委員会は、法律上、原子力規制委員会の意見を聴いた上で原子力利用における安全の確保に関係がある事項を決定することができること、更には勧告権が与えられているこ

とを肝に銘じ、国民の声に注意深く耳を傾け、それを踏まえた提言や意見の表明を行なっています。

また、報告書は、現在、避難者を含む被災地域の住民、産業が直面している困難や不安に対する取組の不十分さを指摘しています。原子力委員会は、最近閣議決定された政府の福島復興再生基本方針において、国は、原子力政策を推進してきた社会的責任を踏まえ、これらの取組を被災者の方々に十分に寄り添い、被災者の方々が一日も早く将来の生活設計を描けるよう取り組むこととされていることを踏まえて、改善された取組を速やかに推進するよう、国や関係者に提言していきます。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

このような総括をすることについてご意見をお願いいたします。鈴木代理から。

(鈴木委員長代理) 文章はこれでよろしいかと思うのですが、安全の確保を旨としてという原子力基本法の大前提というのが、原子力利用を進めていく上で当然の条件になるわけですから、そこを原子力委員会がどこまで踏み込むかということが一番大きな問題だったと認識しております。

それで、今回の反省であえて触れられているのですが、勧告権ということがあるということと、それから規制当局には提言がなかなか難しいかもしれませんが、事業者や行政機関に対しては積極的に提言ができるということを強調しているところがありますので、このところを今後踏まえて、あくまでも原子力利用、これはどういう原子力政策がどうなるうとも原子力技術がある限り安全の確保が大前提であるということを肝に銘じて、今後とも提言をしていきたいと思っております。

以上でございます。

(近藤委員長) 秋庭委員、どうぞ。

(秋庭委員) 私も鈴木代理からのご意見と同様に思っております。私どもも安全については安全委員会にお任せするというようなそういうことに捕られるのではなく、今後規制委員会となりますが、原子力委員会としても安全確保を第一としてきちんと提言するということが大変重要だと思います。今までも提言してはいたしましたが、そのことについて本当にそれがきちんと守られているか、実施されているかというそのフォローの部分がまだ足りなかったような気がいたします。

今後は同じように言っていきますが、今この中にありますように、勧告権を行使すること

もやむなしという覚悟のもとに、きちんと安全確保が行われているかどうかということを見ていく必要があるし、また提言を実現していく必要があると思っております。

またさらに、この案の3ページの終わりぐらいにも書いてありますが、国民の声に常に注意深く傾け、そして国民と対話していくことを今後強く求めるということも大変重要だと思っております。

以上です。

(近藤委員長) 大庭委員。

(大庭委員) 私もこの今決定文を決定することについて異議はないのですが、気になっていることをお話ししたいと思います。鈴木代理もおっしゃいましたように、今回のこの反省の意というのは、推進と規制を分離する、そのルールを非常に厳格に解釈をした上でないと動けないと思っていたので、安全についても一生懸命発言していたつもりが不十分であった、ということなのだろうと思います。

ただ気になるのは、今福島事故後で新たな状況で、原子力規制委員会も発足し、今後の原子力政策というものがどうなるのかということも含めて新しい時代に入っている。そういう中で原子力委員会が勧告権を保持した形で委員会として存続するかどうか不明な状況です。今の原子力委員会はそういう委員会なので、我々の反省と、それからやるべきことを書くのは結構だと思いますが、恐らく原子力委員会の在り方も含めた原子力全体のガバナンスの見直しというのが近い将来あるでしょう。その中で原子力の平和利用を進めていく方向と、十分な規制とをどのように、馴れ合いではなく、どうやって分離させながら、安全の担保ということについて十二分に双方とも貢献していける形にするのが大テーマだと思います。そうでないと、また原子力の平和利用と規制は違うということで、また新しい制度構築がなされても、平和利用の推進の側はものが言えないということになります。安全を担保した上での平和利用の推進というのが本来の姿だと思います。ですから、上記のような、原子力委員会が安全について十分に役割を果たせなかったということについての弊害が既存の体制では存在したのだ、というのが今まであったんだということを前提として、新たな原子力ガバナンスというものを構築する必要があると思っております。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございました。

最後の大庭委員のお話は非常に重要なポイントですが。

(大庭委員) そうです。だから、文章についてはこれで構わないと思います。

(近藤委員長) はい。皆様のご意見をお聴きしたところ、今後どうするかということについて慎重論から積極論があったと理解しておりますが、しつこさが足りなかったと反省したわけですから、新たに発足する原子力規制委員会が十全な取組をなすことを期待するという、これ期待がいいのか当然と書くのなかなか難しかったですけれども、期待という表現でおさめたわけですが、そうした上で、1つには設置者の第一義的責任は、規制行政の存在によって変化するものではないので、私どもとして、社会通念として一般的にこういうことをやるのは常識ではないということを使い続けることはできると考えました。もちろん国の施策を企画、審議、決定することを任務とする原子力委員会が民間事業に注文をつける権利・義務はあるのか、できるのは行政に対してこれこれの行政指導してくれよということが限界ではないかという議論もありましたが、原子力委員会の所信表明ということであれば、民間の所行についてコメントしていいかということで、このぐらいの書き方としたわけです。

それから、規制委員会の意見を聴いた上で原子力利用に関する安全確保に関係ある事項について決定できるということになってはいますが、国民の意見を聴いてみるとこういうことは言わざるを得ないかなというそういう判断をしたときには、秋庭委員がおっしゃったように、ためらうことなく提言をしていくとしたのです。

ひとこと、背景をもうしあげましたが、尾本委員からもこれについてはご異論いただいていませんので、このように決定することにさせていただいてよろしゅうございますか。

はい、それでは、そうさせていただきます。

次の議題ですが、原子力委員会原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会での検討に関する検証チーム報告書が8月6日に公表され、その内容がチーム長の副大臣から私どもに伝えられ、しっかり対応するようにとのお言葉もいただきました。そのことについてはここでご報告申し上げたところでございます。

その後、私どもとしての対応の在り方についていろいろな機会に議論を行ってきましたところ、いくつかの決定をすべきということで、その方向性が定まってきましたので、事務局において決定文のドラフトを作成しまして、委員各位のご意見をいただいて、お手元に配付の案を取りまとめたところであります。いくつかあります、資料2、3、4、5まであるのでしょうかね、きょうはこれをご審議いただきたいと思います。

なお、その前に、きょう午前中に私と鈴木委員長代理が細野大臣に呼ばれまして、それぞれ別にこの検証報告を踏まえて、委員会の運営における中立性、公正性、透明性の重要性

に対する認識が足りず管理監督が不行き届きであったために、原子力行政に対する国民の信頼を損ねてしまったことは遺憾であるということ。よって今後運営において疑念を招くことのないようにされたいとの嚴重注意を受けましたので、ご報告申し上げます。

それでは、まず案文を読み上げていただきましょうか。いくつかありますが、まとめてお願いいたします。

(中村参事官) それでは、資料第2号から順番に読み上げさせていただきます。資料第2号は両面刷りになってございます。

原子力委員会原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会での検討に関する
検証チーム報告書の公表を受けて（案）

原子力委員会は、5人の委員による合議制の審議会として、原子力の研究、開発及び利用に関する政策に関して関係行政機関に対して様々な提言等を行っています。こうした提言等を取りまとめるにあたっては、関係行政機関等から情報を収集し、会議に有識者を招いてご意見を聴いた上で審議を行ったり、専門部会等を設置して専門的かつ詳細な調査又は討議を行った結果を踏まえて会議で総合的な審議を行っています。その際、中立性、公正性を確保するために、国民の中にある幅広いご意見をお聴きするよう有識者の選定に配慮しています。また、透明性を確保するため、原子力委員会の会議はもちろん有識者による専門部会等の会議も公開で行い、その際に用いられた資料や議事録を公表しています。

原子力委員会は、昨年、エネルギー・環境会議より核燃料サイクルの選択肢を検討するよう要請を受けました。そこで、原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会（以下「小委員会」という。）に技術的データの整理をお願いし、新大綱策定会議等においてその経過と結果に対する有識者のご意見を聴くなどの取組を経て、原子力委員の間で総合的な審議を行い、本年6月21日に「核燃料サイクル政策の選択肢について」を原子力委員会決定しました。この間、透明性、中立性の確保の重要性に対する認識が足りなかったために、小委員会の会議資料準備過程において一方の利害関係者の影響を受けることがあったのではないかと疑義を招き、原子力行政に対する国民の信頼を損ねる状況となりました。原子力委員会は、このことに対する御批判を真摯に受け止め、小委員会の会議資料準備過程を検証することについて政府に相談するとともに、運営体制の改革を進め、6月19日には「専門部会等の会議資料を作成・準備する際の情報管理について（暫定版）」及

び「原子力委員会の事務体制についての当面の方針」を決定しました。

内閣府は、これに対して、細野原子力行政担当大臣の決定に基づき、後藤副大臣をチーム長とする「原子力委員会原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会での検討に関する検証チーム」を発足させました。同チームは鋭意調査を進め、8月6日には「原子力委員会原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会での検討に関する検証報告書」（以下「検証チーム報告書」という。）を取りまとめました。

検証チーム報告書は、その中で、この過程には原子力委員会の運営に求められる中立性、公正性、透明性の観点から不適切な実態があったとしています。原子力委員会は、このご指摘を厳しく受け止め、運営に至らぬ点があったことの責任を痛感し、そのために多くの皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。そして、ご指摘を踏まえて、改めて、中立性、公正性、透明性の確保の重要性を組織の隅々にまで徹底するとともに、更なる運営体制の見直しの結果として、「原子力委員会における「会議」に向けての準備等の取扱い（暫定版）」、「原子力委員会における決定文書（案）を作成する標準的な手順（暫定版）」、「原子力委員会の法施行事務における審議への関与（暫定版）」を定めます。また、これについては、今後の運用等を踏まえ、不断に見直していきます。

他方、検証チーム報告書が「政策選択枝の評価に用いるシナリオを削った問題」について、「小委員会の会議資料作成過程においてシナリオを削ったことが小委員会の結論に影響を及ぼしたと認めることはできない。しかし、（中略）結論がこのことの影響を受けた可能性を完全に否定することまではできない。」と認定したことについては、会議資料作成過程において公正性、透明性の確保への配慮が不足していたことに対する厳正な評価と受け止め、小委員会委員の皆様をはじめとする関係者にこのことを改めて深くお詫びします。

なお、このご指摘をいただいた後にあらためて、小委員会座長である鈴木原子力委員会委員長代理から小委員会各委員に対し小委員会報告「核燃料サイクル政策の選択枝に関する検討結果について」（6月5日付）への影響の有無及びその変更必要性についてご意見を伺いました。その結果、小委員会の報告は、変更する必要がない旨の御回答がありました。一方、6月21日付の原子力委員会決定「核燃料サイクル政策の選択枝について」の最後には「現在技術小委の検討過程に関する検証チームが設置され、検証が進められています。この検証の結果、見直すべき事項が認められた場合には、本決定の見直しを行う。」との付言があります。この原子力委員会決定については、小委員会各委員からこのような御回答があったことから見直すべき事項は認められなかったと判断できること、及び、同原子

力委員会決定は、小委員会報告を踏まえ、有識者からご意見をお聴きした上で総合的に審議した結果であることから、見直さないこととします。

これが資料2でございます。

続きまして、資料第3号を読み上げさせていただきます。

原子力委員会における「会議」に向けての準備等会合の取扱い（暫定版）

（案）

合議制の機関である原子力委員会において「会議」を開催し、議決を行うためには、委員長及び2名以上の委員の出席が必要であるとされている。これらの「会議」は、関係法令、原子力委員会会議運営規則等で定められたルールに沿って、原則公開で実施される。

これらの「会議」を効果的・効率的なものとするためには、それに先立って、原子力委員間で「会議」議題や提出されるべき資料について意見交換を行うなど、様々な準備を行うことが必要不可欠である。そこで、こうした原子力委員間の意見交換を伴う会合等も中立性、公正性、透明性を確保しつつなされるべき行政意思決定過程の一部であるとの認識に基づき、以下の諸点を定める。

（「会議」に向けての準備等の取扱い）

1. 「会議」以外の、原子力委員長を含む3名以上の原子力委員が同席する会合において委員間で原子力委員会の所掌事項に関して意見交換するのは、次に掲げる行為を行う場合に限るものとし、その際には、原子力委員以外の職員を同席させ、同職員に、出席者に会合の趣旨を周知させるとともに、主な意見の概要を含む会合の概要を作成させるものとする。

- ・「会議」の開催に向け、準備を行うこと。ここで「準備を行うこと」とは、今後で開催される「会議」における審議に向けて、想定される全体的な状況の調査・分析を行うこと、今後審議すべき事項等について構想を練ること、「会議」での審議に必要と考えられる情報（資料の提出、意見の開陳、説明等）を指摘することなどの行為をいう。
- ・「会議」の開催に向けた準備状況について情報を共有すること、
- ・委員の活動日程や事務的な取組の現状について情報を共有すること

・原子力政策をめぐる状況の全体像に関する認識を共有するため、有識者・専門家等から非公開情報の提供を受けること（非公開情報以外の情報は、原則「会議」において提供を受けること）、

※「有識者・専門家等」には、原子力関係事業者を含む。以下の2. においても同じ。

※「会合の概要」の標準的な例を別紙に示す。

（2名以下の委員による調査等の取扱い）

2. 1名又は2名の委員が委員の職務を遂行するために必要な調査、分析、情報収集等を行うために有識者・専門家等と非公開で意見交換する場合には、その概要を記録する。

※「概要」の標準的な例は上記1. の例に準じる。

「会合の概要」の標準的な例として、1. 日時、2. 場所、3. 出席者、4. 会合の概要となっております。

続きまして、資料第4号を読み上げさせていただきます。

原子力委員会における決定文書（案）を作成する標準的な手順（暫定版）

（案）

原子力委員会で決定される決定文、見解文、報告書などの各種の決定文書は、委員長の指示の下で事務担当者が決定内容に関する全体像や各委員の意見を整理してドラフトを作成し、その決定文書（案）を会議で議論し、決定することが原則である。

これらの会議に提出される決定文、見解文、報告書などの決定文書（案）の作成にあたっては、意思決定に至る過程を合理的に跡づけ、又は検証することが可能となるよう、標準的には以下の手順によるものとする。なお、本手順はあくまで標準的な手順である。この手順に依りがたい場合には、同等の検証可能性を確保する手順等により対応する。

①委員長は、参事官（原子力担当）と協議の上、決定文、見解文、報告書などの決定文書（案）の作成・修正等を行う事務担当者を指名する。

②事務担当者は、決定内容に関する全体像やそれまでの会議や会議に向けた準備の過程で得られた各委員の主な意見を整理して決定文書（案）の第1ドラフトの原案を作成し、議長等に確認を求める。

- ③委員長は、必要に応じてこの原案の修正等を指示し、その指示が反映されたものを決定文書（案）の第1ドラフトとする。
- ④委員長は、決定文書（案）の第1ドラフトに対してコメントを求めるべき関係者（原子力委員、原子力政策担当者、国の関係行政機関）を事務担当者に示し、コメントを求めることを指示する。
- ⑤事務担当者は、指示に従い、コメントを求める。その際、コメントを口頭で受けた場合には、その内容を記録する。
- ⑥事務担当者は、コメントを踏まえて修正を行った対応案を作成し、委員長に確認を求める。その際、コメントを踏まえて修正する際には、修正履歴を記録する。なお、修正履歴の記録にあたっては、修正過程を検証できるよう、コメントと修正内容の対応、修正の時系列など電子ファイルの保存方法等に留意する。
- ⑦委員長は対応案についてさらにコメントを求めることが必要と判断した場合には、これを第2ドラフトとして、コメントを求めることを指示する。一方、これを会議に付すことが適当と判断した場合には、これを決定文書（案）とする。
- ⑧事務担当者は、決定文書（案）のドラフト、コメント、コメントを踏まえ修正した文書などを保管する。

以上でございます。

資料第5号を朗読させていただきます。

原子力委員会の法施行事務における審議への関与（暫定版）

（案）

原子力委員会は原子炉施設等の設置許可の際の意見提出や日本原子力研究開発機構の中期目標の策定の際の意見提出などいわゆる法施行事務を担っている。

これらの法施行事務の手続きについて、非常勤の原子力委員の所属している組織と直接の利害が関係する場合については以下のとおりとする。

（原子力委員会の法施行事務における審議への関与）

- ・非常勤の原子力委員の所属している組織と直接の利害が関係する場合には、当該原子力委員はその審議、決定に関与しないものとする。

以下参考になってございます。

以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

それでは、以上の決定文、主たるものは資料第2号かと思えますけれども、これについてご意見をいただきます。鈴木代理。

(鈴木委員長代理) まずは小委の座長として改めて今回の検証報告書を受けて、国民の原子力行政に対する信頼を損ねたことについて深く反省し、またお詫び申し上げます。この文章は、私はこれでよろしいと思うのですが、この中で2点ほどコメントさせていただきたいと思えます。

1つは、一番最後のほうに今回の資料作成過程において結論に影響を及ぼした可能性があるという、否定できないということについて、小委員会委員の皆様にもう一度確認をさせていただいて、報告書変更の必要はないというご回答があったということは最低限の義務を果たしたということで、これをご報告させていただきます。

それから、もう1つは、この中立性、透明性、公正性を確保することが重要であるということに対しての具体案として資料3、4、5号があると思うのですが、私の認識は、3号はいわゆる公正性。透明性もかかわってきますが、会議を開催する上で特に非公開の場での議論についての取決めをきちんと行ったということと思えます。4号については、資料作成の透明性を向上させる。これはいわゆる後でトレーサビリティという、追跡できるということを確保するための手続きを明確化したもの。それから、最後のところがあえて言えば中立性になるのかもしれませんが、私はこの中立性というところだけがちょっとまだ自信がないと、正直申しまして。ただ、今回こういう反省を踏まえて新しく原子力委員会ではこういうルールで行っていくということで、これは原子力委員会だけではなくて原子力行政全体にもつながるものだと思って、今回の反省を受けてのこのルールをしっかり守っていきたいと思っております。

さらに、ちょっと長くなりますが、よろしいですか。今回のもちろんこれは原子力委員会のことについての反省とその改革案なのですが、今回の検証報告書及び先ほどの事故に対する事故調の報告書、両方とも原子力政策、原子力を進めてきた原子力政策への信頼へ対する批判ということもあっております。それを回復するためにはこのような改革だけでは恐らく不十分で、恐らく将来もっと根本的な改革がいるのではないかと。先ほど大庭

委員から原子力行政のガバナンスについての改革が必要だというお話がありましたが、私も原子力委員会も将来どうなるかはまだ不確定ですし、そういった意味で今後原子力政策をどこで議論するにせよ、5点ほど提案させていただきたいと思います。

まず第1は、政策分析や安全評価、評価ですね、評価に必要なデータの集積と公開の必要性ということであります。今回技術小委の資料作成過程において事業者である電事連や日本原燃を事務局会合に参加協力を要請していたということの背景の一因は、政策議論に必要なデータがほとんど事業者に依存している事実があったと思います。今後政策分析をより開かれた公正なものとするためには、常日ごろから政策議論に必要なデータをできる限り集積し、かつだれでもがアクセス可能な形で公開しておくことが望ましいと考えております。

例えばモデルとしては、アメリカにはエネルギー省の中にエネルギー情報局というものがありまして、ここがエネルギーに関する公開されているデータをすべて集めて、それを公開していると。そのもとに研究者はそれを使っていろいろ分析ができるということになっております。現在は別にそのような新しい組織を設立する必要性は必ずしもないとは思いますが、重要なのは、例えば今回で言えば発電コストの評価は2004年から1回も見直されていなかったという事実だとか、その評価を見直すためにはすべて事業者に依存しなきゃいけないと、こういう事実はやはり今後改善していくべきではないかと思っております。

そういった意味で、行政機関のみならず、研究者やNGOやいろいろな専門家の方、あるいは国民の方がいつでもアクセスできて、分析できるようなデータの整備、制度が必要と思っております。

2番目、事務局の専門性、独立性の強化であります。技術小委の検証報告書の記者会見で事務局が暴走したという表現がありました。暴走という表現はちょっとどうかと思いますが、原子力委員会の事務局員は経産省、文科省、事業者からの出向者、いわゆる混成チームでありまして、必ずしも専属のスタッフがいるわけではありません。また、人員不足を補うために事務局として経産省や文科省あるいはその他の役所の協力を得て作業を行っております。今後、原子力委員会あるいはどの政策決定機関においても事務局スタッフが独立して、しかも専門的な知識を持っているということでない、その母体組織への配慮とか外部組織への依存ということが起きる可能性があります。そうすると、事務局としての作業に影響が出る可能性は否定できないと思います。スタッフにはまず省益よりは公益を追求するという強い行動規範が必要とされるべきと考えます。さらに可能であれば、委員

会に専属スタッフの枠を設けるか、ある程度の人事権を委員会に持たせるようなことがない限り、なかなかこのようなことを実現することは難しいかと思います。これらが実現できないとすれば、その代替案としては外部のシンクタンクや研究機関、専門家に作業を委託できるだけのよう予算が必要かと思います。

3番目は、専門部会と市民参加型プロセスの共存ということでもあります。原子力委員会5人の知見や知識だけでは専門分野をすべて網羅することは難しいと思います。その意思決定に偏りが出る可能性は否定できません。そこで、専門部会の設置は不可欠ではありますが、そのメンバーの選択や運営の在り方で、改めて公正性や透明性が重要であり、資料作成手続きについては今回改革したわけですが、今後この専門部会のメンバーの選択や運営の在り方についてさらなる検討が必要かと思います。

一方、これまでもパブコメやご意見を聴く会を通じて専門家以外の一般市民の声を聞いてきましたが、決して十分とは言えないと思います。今後どうやって一般市民の意見を意思決定に反映させるか、これは今回例えばエネルギー・環境会議のほうでは討論型世論調査あるいは文科省の基礎基盤研究でしたか、共同事実確認などという新しい市民参加プロセスの手法が提案されておりますし、実施されておりますが、そういった新しい手法をさらに検討して、よいプロセスの設計を考えていく必要があると思います。今後の政策決定はこの専門性の高い専門部会と、それから市民参加型プロセスの両立が不可欠と考えます。

4番目は、政策決定プロセス検証の制度化であります。今回は図らずとも技術小委の意思決定過程について、準備過程から公開の場での議論も含めてきちんと検証していただきました。このような政策決定プロセスの検証は制度として定着していくことが望ましいと考えています。例えば英国のパブリックコンサルテーションプロセスでは、常に意思決定後にそのプロセスを第三者により検証することが義務付けられています。このような意思決定プロセスの検証の制度化は政策決定の公正性、透明性を確保する上で極めて重要な役割を果たしていると考えますので、日本でも検討が必要かと考えます。

5番目、最後は、調整機能よりも責任を明確化した行政組織への転換であります。原子力委員会のように政策決定責任はあるわけですが、実は各省庁間の調整の役割を担うということが求められているように思います。その場合、どうしてもその責任があいまいになりがちだと思います。安全、核セキュリティの面でも原子力委員会はその責任があいまいであったがために、この反省文の中ではしつこさが足りなかったという表現になっておりますが、どこまで提言で実効性を担保するかというところの判断が非常に難しかったのだと

思います。今後は調整だけの機関よりは責任を明確化した行政組織へと改革していく必要があると思います。

今回の反省文の中にも原子力委員会の勧告権が触れられていますが、これまで一度もそれを行ってきいていないということは、それを行ってするときの条件とか実効性などについて検討してこなかったと、より明確でわかりやすい基準を設けるなどして実質的に効果のある権限に規定していくことが必要ではないかと思います。

原子力委員会ではいまだ現時点では平和利用の担保というのが残っているわけですが、これは原子力の平和利用を進める上で3つの条件、すなわち安全の確保、それから国民の信頼、最後は平和利用の担保、これは大前提でありまして、極めて重要な規制事項だと考えていますが、その責任を担うのがもし我々だとすれば、それについてはどういう権限やプロセスが必要なのかを今後検討していく必要があると。これがもし規制委員会に移るのであれば、同じく規制委員会にも考えていただきたいと思います。

以上であります。

(近藤委員長) どうもありがとうございました。

(鈴木委員長代理) 長くなってしまってすみません。

(近藤委員長) 続いて、秋庭委員。

(秋庭委員) 私も以前申し上げましたが、このような検証を受けるような事態になりましたことを深く反省し、お詫び申し上げたいと思っております。また、検証にかかわられた方々に対しても大変なお手数をおかけして申しわけなく思っています。いただいた検証報告については厳粛に受け止めたいと思っております。

ただし、前にも申し上げましたし、今ほども鈴木代理からお話がありました中立性という言葉に私もどうしても引っかかってしまいます。先ほどの文章にもありましたが、資料1の事故調査委員会や検証委員会の報告を受けての中にもありまして、私どもは原子力基本法の目的である原子力の研究、開発及び利用を推進することによってエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興を図るというように規定されております。その中であって中立性ということをごどのように受け止めるのかということは具体的にはやはりこれから考えねばなりません。今鈴木代理がおっしゃったように、具体的な案を5つおっしゃられましたので、このことについてきちんと考えていく必要があると思います。

また、資料3、4、5と透明性や公正性などについても今回資料としてお出ししておりますが、大事なことはこのようなことを決定しておしまいでなくて、今回のこの資料2の

2 ページにもありますように、今後の運用を踏まえ、不断に見直していく、ここが私は重要だと思っています。今考えていることだけで済まず、また運用していく中にいろいろな問題が出てくると思います。それを常に常にどうなのかということを経験者を含めて検証し、また新たに決めていくということが重要だと思っていますので、そのことをきちんと胸に刻んでいく必要があると思っています。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

大庭委員。

(大庭委員) この件に関する、件というのはいろいろと小委員会での会議資料作成過程における様々な疑義についての意見は、前に私がお話ししたとおりでありまして、原子力にかかわる様々なステークホルダーの一部のものだけを秘密裏に集めるという形を結局としてしまったこと、そのことが原子力委員会そのものについての公正性や透明性についての疑念を抱かせたということについては深く反省すべきだと思っています。その点に関しましては検証チームの報告書も同様の指摘をしていると私は認識しておりますので、この結果を厳粛に受け止めるということではほかの委員と変わりがないと思います。その上で、気になった点をお話ししたいと思います。

原子力もそうですけれども、このように高度に技術的な知識が必要となるような事項についての行政は、専門家であるとか、あるいはそれについて実際携わっている人々が関与しない形で進めることはなかなか難しい、これはもう明らかで。そうするとまた原子力村が関与するののかという話になってしまうのですけれども、そこは透明性と公正性とそれから中立性の十二分の確保ということで担保した上で、そのような実際に事業を行う、あるいは専門としている方々の意見というものがある程度活用されるような形で原子力行政を進めなければいけないと思っています。これは原子力に限らず、専門的な知識が必要となる分野についてはすべて言えることで、そこで問題になってくるのはやはり透明性、中立性、公正性ということだと思います。透明性と公正性に関しましては余り異論がなく、やはり秋庭委員と鈴木代理がおっしゃられたように、中立性ということについてどう考えればいいのかというのは1つ残ると思います。確かに原子力基本法の中で我々の任務は原子力の平和利用を推進するということが目的ですから、その中での中立性というのをどういう幅で考えるのかということがあると思うのです。

私は前に一部のステークホルダーを集めてという言い方をしました。やはり私はそれは問

題だったと思っているのですけれども、その中立性といったことにもう1つ意味もあって、推進とくくってしまいますけれども、様々なステークホルダーの中での推進側でもいろいろな立場の人間がいて、そういう人たちがそれぞれ関与すべき問題というものもあるわけです。もちろん推進ではない、もっと原子力の利用について抑制すべきだという方々の意見を反映させるような議題もある。だけれども、本当に専門的な知識というものを有している方々でいろいろ話さなければいけないようなこともあると思うのです。そのような場合に、一部の事業者やあるいは一部の個人というものの意見に偏ることなく配慮しながら、しかもそういった人々のバックグラウンドのチェックの必要性などいろいろな課題がありますけれども、そういうこともチェックもしながら専門家の意見の活用を図るということも中立性の確保という意味の中にも含まれていると思います。

ですから、中立性の確保ということについては様々な幅があるということで、私はそれはこれでよろしいのではないかと考えている次第です。

さらに、透明性や、それから先ほどトレーサビリティという話がありましたけれども、そのことも今回の決定文の第3号と第4号、それから第5号というものに反映されているわけですが、決定文書の策定過程やあるいは準備会合といったことの取扱い方をこのように明文化して、きちんとかういった書かれているルールにのっとって、トレーサブルな形でことを進めていますということを示すことが重要で、そういう意味では今回の決定の中のこのようなルールの明文化を盛り込んだのは非常に意味のあることであろうと考えています。

それから、資料第5号の非常勤委員が所属している組織が直接かかわる事項を審議しないというルールにつきましても、今までも良識的に対応していたつもりですが、それを明文化してこのようなルールをつくったことには大きな意味があると考えています。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございました。

鈴木委員からの提案はたくさんあって、なかなかこれは今後考えていくということで、原子力委員会の現在直ちにご提案のところを実現するというのは大変難しいのかなと思いますけれども、重要なポイントだと思いますので、今後恐らくはと言うべきか、様々な組織において、例えば民主党のエネルギーPTにおいても原子力委員会の在り方についてのご議論があるやに伺っていますので、そういうところに対してこういうような、これは特に原子力に限ったことをおっしゃっているわけではないわけですが、そもそも論とし

て実は審議会を使った政策決定のプロセスの可否についてお話しされているような向きもありますね。権限という言葉が使われたけれども、審議会というのは決定する機関であって、それ以降についてフォローできないわけです。それが行政委員会と違うところですから、そういう意味で審議会を使う政策決定というものの持つ問題点という、決定者が最後までトレースして説明責任を負えない、言いつ放し、決めつ放しというそういう構造になっているところについて、秋庭委員がご心配なところですね、そこをどうやって抑え込んでいくかという問題になってくるわけです。そんなことも含めて問題提起をするということとはとても大事と思っております。

それでは、これでお決めいただいているのかお図りたいと思いますが、その前に1つだけ、資料4号の②のところ、議長等にとあるところ、これはこの文章の流れですと委員長にしておいたほうが良いと思いますので、委員長に直していただいたらと思います。よろしゅうございますか。

それでは、資料2から5号について一括して委員会決定とすることについていかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。それではそのようにさせていただきます。

この際、本会の会合を総理する委員長として、きょうの決定を踏まえて、中立性、公正性、透明性の重要性を踏まえた委員会運営を管理監督することについて至らぬところがあったため、原子力行政に対する国民の皆様の信頼を損ねてしまったことをまことに申しわけなく存じ、改めて深くお詫び申し上げます。また、大臣はじめ政府に対しても検証等のお手数をおかけしたことについて、先ほどお詫びを申し上げたところですが、改めてお詫び申し上げます。今後は大臣からの注意も肝に銘じ、本日決定いただきました運営規則等に基づいて会の運営の改革を進めていくことに全力を注ぐことにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、3番目、その他議題ですが、事務局から何かありますか。

(中村参事官) 事務局からは特段準備ございません。

(近藤委員長) 委員のほうで発言希望はございますか。ありませんか。

それでは、本日はこれで終了。次回予定を伺って終わりますでしょうか。

(中村参事官) 次回の第38回の原子力委員会定例会議につきましては、9月4日、火曜日、10時30分から、場所は1階の123会議室を予定してございます。

なお、原子力委員会では原則毎月第1火曜日の定例会議終了後にプレス関係者の方々との

定例の懇談会を開催しております。次回の9月4日が9月の第1火曜日にあたるので、定例会議終了後に原子力委員会委員長室にてプレス懇談会を開催したいと考えてございます。プレス関係者の方におかれましてはご参加いただければ幸いです。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございました。

それでは、これで終わります。

—了—